平成 29 年 4 月

農地部会議事録

会	議名	29年4月	農力	地部 会
日	時	平成29年4月20日	場所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出欠	氏	名	出欠
会 長 18 平田 正幸	\bigcirc	農地部会長 26 大 原	真 路	\bigcirc
会長職務代理 21 新 谷 豊 敏	0	農政部会長 6 松 下	良 夫	0
会長職務代理 29 中 村 康 男	欠	農地部会長 20 大 西		0
		農政部会長 25 梶 野	職務代理	

氏 名	出 欠
事務局長	
細川 英樹	
事務局長補佐	
藤井良清	
次長	
岡崎 伸一郎	
書記	
田路幸子	

	農	地		部	会
	氏		名		出欠
4	綾	野	英	晴	
5	梶	野	和	幸	
7	藤	井	正	和	\bigcirc
8	吉	Ш	昭	男	\bigcirc
9	大	久 伢	2 久	. 雄	\circ
10	酒	本		修	
12	町	Ш	博	俊	欠
15	河	﨑	正	_	\bigcirc
16	楠	井	常	夫	\bigcirc
24	猪	熊	重	敏	
27	若	杉	輝	久	
31	小	原	邦	彦	

18名中	16	名出席
10/11.	10	4 Ш/П

欠席届出 村 中 康男 Ш 町 博 俊

議事日程

議案

第1号議案	農地法第3条許可申請	2 件	田畑	2,831.00 m ² 0.00 m ²
第2号議案	合意解約	4 件	田畑	5,023.91 m ² 0.00 m ²
第3号議案	農地法第4条許可申請	1 件	田畑	148.00 m ² 0.00 m ²
第4号議案	農地法第5条許可申請	7 件	田畑	7,493.00 m ² 0.00 m ²
第5号議案	非農地証明願	1 件	田畑	0.00 m^2 631.00 m^2
第6号議案	農地改良に係る届出	0 件	田畑	$0.00 \text{ m}^2 \\ 0.00 \text{ m}^2$
第7号議案	農用地利用集積計画書	25 件	田畑	29,271.00 m ² 15,446.00 m ²
第8号議案		0 件	田畑	$0.00 \text{ m}^2 \\ 0.00 \text{ m}^2$

合 計 40件 田 44,766.91 ㎡ 畑 16,077.00 ㎡

農地部会議事録

1 . 日 時 平成29年4月20日(木)午前8時55分~

2 . 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室

3. 議 案 1) 農地法等許認可申請について

2) その他

細川事務局長 おはようございます。

定刻5分前でございますが、出席を予定されております委員さんが 皆さまお揃いになりましたので、ただいまより4月の農地部会を開催 いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第7号議案まで 合計 40 件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

なお、本日は、18名中 16 名の出席を頂いており、本部会が成立していることをご報告いたします。

また、12番 町川 委員さん、29番 中村 会長職務代理さんから 欠席の連絡をいただいております。

細川事務局長 それでは、坂出市農業委員会部会会議規定第7条の規定により 大原農地部会長に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。 よろしくお願いいたします。

大原部会長 あらためて、おはようございます。

桜の花も終わりまして、最近、朝晩が極端に寒くなりまして昼は温いといった異常な気候ですが、委員の皆様におかれましては、お忙しい中早朝よりご出席をいただきまして、ありがとうございます。

さっそくではございますが、議事に移りたいと思います。

大 原 部 会 長 本日の署名委員を

10番 酒本 委員さんと

20番 大西 委員さんの お二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、

9番 大久保 委員さん

24番 猪熊 委員さん

31番 小原 委員さんと 私で、昨日の4月19日(水)に実施して

大 原 部 会 長 おりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。 それでは、ただいまより議事に移らせていただきます。

> それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」2件を 議題に供します。 事務局の説明を求めます。

田 路 書 記 それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」についてご説明 いたします。

> 1番、・・・、面積 2,079㎡。【議案読み上げ】 本申請は、譲受人が 経営規模拡大により譲り受けるものであります。

> 2番、・・・、面積 752㎡。【議案読み上げ】 本申請は、譲受i人が 経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件、2件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、 農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項 各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございました。 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案について なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特に異議がないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」2件につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。

大 原 部 会 長 続きまして、第2号議案「農地法第18条 合意解約」 4件を議題に 供します。 事務局の説明をお願いします。

田 路 書 記 それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」 について ご説明いたします。

1番、・・・、面積 1,264㎡。【議案読み上げ】

田 路 書 記 2番、・・・、面積 9.91㎡、合計 1,831.91㎡。【議案読み上げ】

3番、・・・、面積 1,477㎡。【議案読み上げ】

4番、・・・、面積 451㎡。【議案読み上げ】 本件は、第4号議案 5番と関連しております。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございました。 ただいま事務局より説明がありましたが、

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案について なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条合意解約」 4件 を受理し、処理してまいります。

> 続きまして、第3号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に 供します。

なお、第3号議案の 1番 につきましては、現地調査を実施して おります。 9番 大久保 委員 さんに 現地調査の報告をお願 いいたします。

[現 調 委 員] 〈現地調査報告〉大 久 保 委 員 それでは、報告させていただきます。

1番、・・・、面積 148㎡、合計 754.04㎡。【議案読み上げ】 現場ですが、既に建物が3棟建っております。

場所ですが、川津町の貞光線の中原交差点、ここから西へ約200m 入ったところになります。

無断転用の有無は有ります。

転用目的は、農家住宅の宅地拡張用地です。

申請理由は、家を平成14年4月頃に住宅や農業用倉庫を建築した際に宅地の一部が農地である本申請地に及んでいたことが判明。 そのため無断転用になっているところを解消するため申請したという事です。 大 久 保 委 員 農地の区分ですが、都市計画により用途が第1種住居地域に定められている第3種農地に該当します。

周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から 適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。 土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。 その他として、無断転用についての始末書の提出があります。

以上です。

大原部会長 はい、ありがとうございました。

ただいま 大久保 委員 さんより 現地調査の報告がありましたが、 事務局の補足説明がありましたらお願いします。

岡 崎 次 長 はい、第3号議案につきましては、先ほど大久保委員さんからの現地 調査報告のとおりでございまして、特に補足はございません。

以上です。

大原部会長 はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたとおりでございますが、第3号 議案について、ほかになにかございませんか。

各 委 員 【異議なし】の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議がないようですので、第3号議案「農地法第4条許可申請」1件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して 県へ進達することと致します。

大 原 部 会 長 続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」 7件を議題 に供します。

> なお、第4号議案の 1番・7番 につきましては現地調査を 実施しております。

24番 猪熊 委員 さんに 現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員] 〈現地調査報告〉

猪 熊 委 員 1番、・・・、面積 69㎡、合計 714.41㎡。【議案読み上げ】転用目的は、分家住宅用地です。

場所ですが、西庄公民館から 東へ 約50m に位置します。

猪 熊 委 員 無断転用の有無は無です。

申請理由は、譲受人は現在公務員住宅に居住しているが、将来の 子育てや両親、祖母の世話をするため、祖母が所有している申請地 に使用貸借権を設定し、実家の敷地の一部と併せて自己住宅を建 築するために申請を行った案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他として、申請地は無断転用では無いものの、隣接農地の一部 を無断転用しているが、農地に復元すると回答があったということです が、今後の状況を確認する必要があります。

7番、・・・、面積 907㎡、合計 3,945㎡。【議案読み上げ】 転用目的は、宅地分譲18区画用地です。

場所は、高松自動車道坂出インターチェンジから東側側道沿いに約300m、川津町中原集会場から北へ約80mに位置します。 無断転用の有無は無です。

申請理由は、譲受人は高松市の不動産会社で、県下全域において 分譲住宅の販売や宅地分譲を行っている。今回、坂出市周辺で事 業用地を探していたところ、用途地域の指定があり、周辺環境・幹線 道路および商業施設との位置関係・計画規模全てが分譲住宅とし て最適である申請地を見つけ、所有者たちと条件面で折り合ったの で所有権移転をして事業を実施するために申請を行った案件である。 農地の区分ですが、第3種農地(第1種住居地域)に該当します。 周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から 適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改 良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他として、開発許可が必要であり、現在、担当課と協議中です。 転用面積が2,000㎡を超えているので、隣接農地所有者の同意書が 添付されています。

香川県農業会議常設審議委員会諮問案件になります。

以上です。

大原部会長 はい、ありがとうございました。

ただいま 猪熊委員 さんより 現地調査の報告がありましたが、 他の案件と併せまして事務局の補足説明をお願いします。 藤井事務局長補佐

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」 について ご説明をさせていただきます。

1番については、さきほど猪熊委員さんより現地調査報告をいただいたとおりですが、現在申請地に隣接する農地の一部について進入路として利用しており農地に復元するとの回答をいただいておりますが、利用の形態からその部分を農地に復元するのは困難あると思われるので、今後の利用状況によってはさらに申請が出てくる可能性のある案件です。

2番、・・・、面積 1,821 m²。【議案読み上げ】

転用目的は、太陽光発電設備用地です。

申請地の場所は、市立川津小学校から 南へ約800m、城山川に 架かる井手ノ上中橋の北西 約100m に位置します。

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は太陽光等を利用した発電業務及び電力の販売を積極的に進めているが、事業拡大のため坂出市で用地を探していたところ、農業を縮小しようと考えていた譲渡人と条件面で合致したので、所有権移転をして太陽光発電設備用地とするために申請を行った案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切 であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、転用目的である太陽光発電設備用地の申請に必要な四国経済産業局の設備認定書類と四国電力との電力受給契約申込書(写)の提出があります。

また、本申請地の一部に設定されている四国電力の地役権に係る施工同意書も添付されています。

さらに今回、本来2000㎡未満の農地転用であれば隣接農地所有者等の同意書は必要ないんですが、最近他市町において太陽光発電設備の転用において、隣接農地とのトラブルが多いので、任意で提出があります。

なお、平成28年7月部会 第1号議案 農地法第3条許可申請の8番で、本案件の譲渡人が下限面積要件である3,000㎡を満たしていないが、農地法第3条の第2項ただし書き「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当

藤井事務局長補佐

該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供しているものが権利を取得する場合にはこの限りではない。」により不整形地の取得をした隣接農地については譲渡人が今後も耕作を続けていく意思があることを確認しております。

3番、・・・、面積 858㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、宅地分譲(2区画)用地です。

申請地の場所は、市立南部保育所から東に 約200m に位置して おります。

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は不動産業を営んでいるが、池園町周辺で住宅の需要が多くあり、交通の便がよく、近くに学校や保育所、病院やスーパーマーケット等がある申請地について販売が込めると判断し譲渡人と交渉した結果、譲ってもらえる事になったので、所有権移転をして宅地分譲をするにために申請を行った案件です。農地の区分は、第3種農地(第2種中高層住居専用地域)に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

4番、・・・、面積 330㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、非農家の自己住宅用地です。

申請地の場所は、県立坂出商業高等学校より南東に 約450m に 位置します。

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は現在賃貸住宅に居住しているが、子供もでき手狭となったので、母親が所有している農地に使用貸借権を設定して自己住宅を建築するために申請を行った案件です。

農地の区分は、第3種農地(第1種低層住居専用地域)に該当します。 周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切で あり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

5番、・・・、面積 451㎡、合計 1,002.20㎡。【議案読み上げ】 転用目的は、貸駐車場用地です。

申請地の場所は、中讃土木事務所から 主要地方道 高松王越 坂出線(16号線)沿いに 北東へ 約700m に位置します。 藤井事務局長補佐

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は現在隣接地の敷地および建物を保 険会社に貸し付けているが、現在の敷地では2~3台程度の車しか 駐車できず、従業員7名と来客者用の駐車場が不足しているので、 所有権移転をし、新たに駐車場13台分の転用をして同社へ貸し付 けるために申請を行った案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、第2号議案 4番に関連しております。

6番、・・・、面積 19㎡、合計 142.93㎡。【議案読み上げ】 転用目的は、非農家の自己住宅用地です。

申請地の場所は、黒岩天満宮より西へ約270m、JA川津町ライスセンターの南約250mに位置します。

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は現在母親と同居しているが、子供の成長に伴い手狭となったので、母親が所有している申請地に使用貸借権を設定し実家の一部と合わせて自己住宅を建築するために申請を行った案件です。

今現在住んでいる実家のすく横に敷地を拡張するような形で自己住 宅を建築したいという事です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切で あり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

続いて7番については、さきほど猪熊委員さんより現地調査報告 をいただいたとおりです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

大原部会長 はい、ありがとうございました。

事務局より説明がありましたが、第4号議案について、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」 7件について、原案通り承認し、うち6件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、7番の案件については、転用面積が2,000㎡ 以上ということで、4月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に 諮りたいと思います。

大 原 部 会 長 続きまして、第5号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。 なお、第5号議案 については 現地調査を実施しておりますので 9番 大久保 委員 さんに現地調査の報告をお願いいたします。

[現 調 委 員] 〈現地調査報告〉大 久 保 委 員 1番、・・・、面積 631㎡。【議案読み上げ】

青海川に架かる大藪橋から北へ約400m、主要地方道 高松王越 坂出線(16号線)から東に約50mに位置しております。

申請理由として、申請地には建物が3棟ほど建っており、申請人の親が農地法施行以前の昭和27年以前より以前に納屋等を建てて利用していたためです。

昨日現場を見に行ってみますと、納屋も非常に老朽化しており台風が 来れば倒壊してしまうのではないかという状況です。

また、近所に住む古老からも農地法施行以前より建物が建っていたという証明書をもらっております。

以上です。

大原部会長 ありがとうございました。大久保委員 さんより現地調査の報告がありましたが、事務局の補足説明があればお願いします。

岡 崎 次 長 はい、第5号議案「非農地証明願」については、先ほど 大久保 委員さん からご報告いただいたとおりでございますが、補足説明としましては、農地法施行以前より非農地だったという証明については、 近所に住んでいる大正生まれの方で昭和27年当時には既に二十歳 を超えていた方から農地法施行以前より建物が建っていたという証明 書をいただいております。

以上です。

大原部会長 ただいま事務局より補足説明がありましたが、、第5号議案につきま

大原部会長 して、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願」 1件につきまして、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大 原 部 会 長 続きまして、第7号議案「農用地利用集積計画書」 25件を議題に 供します。 事務局に、第7号議案の説明を求めます。

田 路 書 記 それでは第7号議案「農用地利用集積計画書」25件について ご説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が14件、更新が2件、再設定が9件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が5件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 25件は、いずれも農業経営基盤強 化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長 はい、ありがとうございました。

事務局より、第7号議案の説明がありましたが、 なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】の声あり

大 原 部 会 長 特に ご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積 計画書」25件につきまして、原案通りこれを受理し、処理してまいり ます。

大 原 部 会 長 以上で、本日の農地法等許認可申請の審議を終了します。 その他案件として、事務局の方でなにかありますか。

細川事務局長 事務連絡

- ○県外視察研修 3/29(水)~30(木)の精算・集金
- ○配布物 農業者年金加入促進関係
- ○新農業委員・農地利用最適化推進委員の最終応募者の報告

大 原 部 会 長 それでは、これをもちまして 4月の 農地部会を閉会致します。 長時間に亘りご審議いただき、ありがとうございました。

(9時38分終了)